

電子マネー地域共通ポイント事業利用規約

第 1 章 総 則

第 1 条 (定義)

電子マネー地域共通ポイント事業利用規約における次の用語の意味は、以下のとおりです。

- (1) 「事務局」：伊勢商工会議所（電子マネー地域共通ポイント事業事務局）。電子マネー地域共通ポイント事業を、加盟店と、加盟店の顧客等（以下、「サービス利用者」）に提供する者。
- (2) 「加盟店」：事務局に対し、別途定める「電子マネー地域共通ポイント事業加盟店登録申込書」により申し込みを行い、事務局にそれを承諾された者で事務局の電子マネー地域共通ポイント事業を使用し、サービス利用者に提供する者。
- (3) 「電子マネー地域共通ポイント事業」：事務局が、本規約に基づき、加盟店に提供するサービスで、顧客が加盟店から商品等の購入、またはサービスの提供を受ける際、サービス利用者が各々の伊勢志摩WAONカード及びFeliCaポケット搭載ICカード、FeliCaポケット搭載携帯電話等（以下、「FeliCaポケット搭載ICカード等」）を端末にかざすことにより、その日時等の情報を端末に記録し、当該記録に基づく統計情報等を提供するサービス。また、当該商品等の代金に応じて電子マネー地域共通ポイント事業ポイント、共通クーポンサービスなどの各種サービスを受けたり、プリペイドサービス等、サービス利用者が自由にポケットに登録した機能を使うことができるサービスの総称。
- (4) 「電子マネー地域共通ポイント事業利用可能カード」：FeliCaポケットを搭載し、複数のポケットを予め備えたカードであって、当該ポケットに登録される対象サービスを何ら特定・限定しないもの。
- (5) 「FeliCa」：ソニー株式会社（以下、「ソニー」）が開発した非接触ICカード技術方式に準拠したICチップであって、データの読み取り及び書き込みが可能なメモリ領域（ポケット）を有するもの。（※ポケットとは、各コンテンツ若しくは各サービスを登録するためにFeliCa内に登録されたデータブロックのこと。）
- (6) 「FeliCaポケット利用規約」：FeliCaポケットを利用するための条件を定める規約。
- (7) 「端末」：FeliCaポケット搭載ICカード等をかざすことにより、データを授受できるリーダ/ライタ端末。当該端末に挿入されるフラッシュメモリカードも含む。
- (8) 「電子マネー地域共通ポイント事業設備」：事務局が電子マネー地域共通ポイント事業を提供するために設置するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称。
- (9) 「加盟店設備」：加盟店が電子マネー地域共通ポイント事業を利用するために設置するコンピュータ、通信回線、ソフトウェア等の総称。
- (10) 「会員情報」：サービス利用者のID、パスワード、個人情報、及びその関連情報。

第 2 条 (適用範囲)

本規約は、事務局が加盟店に対して提供する電子マネー地域共通ポイント事業の利用条件について定めます。

第 3 条 (契約の成立)

本規約の内容を承諾の上、「電子マネー地域共通ポイント事業加盟店登録申込書」を事務局へ提出し、電子マネー地域共通ポイント事業利用に関する契約が成立します。

第 4 条 (規約の変更)

- 1 事務局は、加盟店に通知することにより本規約を変更できます。ただし、FeliCaポケット利用規約に基づく変更等、電子マネー地域共通ポイント事業の維持のために緊急の必要がある場合、加盟店への通知と同時に直ちに本規約を変更することがあります。
- 2 加盟店は、前項の変更を承諾しない場合、前項の通知から60日以内に、事務局に通知することにより契約を直ちに解除することができます。

第 2 章 サービスの内容

第 5 条（利用期間）

- 1 電子マネー地域共通ポイント事業の利用開始日は、契約成立後に事務局から加盟店に端末機を納品する納品日を利用開始日とします。
- 2 電子マネー地域共通ポイント事業の利用期間は、前項の利用開始日の翌月から1年間とします。
- 3 前項の場合、利用期間満了のそれぞれ1ヶ月前までに、加盟店及び事務局から契約を更新しない旨の意思表示がないときは、契約期間は1年間延長されるものとし、以後も同様とします。
- 4 加盟店は、利用期間中においても事務局に書面にて通知することにより、契約を解除できます。その場合、利用終了日は、事務局が加盟店から解約通知を受領した月の翌月末となります。

第 6 条（利用料金）

- 1 電子マネー地域共通ポイント事業の利用料金は、表1「電子マネー地域共通ポイント事業料金表」のとおりです。
- 2 利用料金が発生する期間（以下、「課金期間」）は、利用開始月の翌月初日から利用終了月の末日までです。ただし、前条第2項が適用され、利用開始月と利用終了月が同じ場合の課金期間は、当該月の初日から末日までとします。
- 3 加盟店から事務局への利用料金の支払いは、毎月末日締め（利用開始日を基準とします。）で、翌月10日に表1「電子マネー地域共通ポイント事業料金表」に定義する利用料金から、加盟店のキャッシュバック料金や還元金などを差し引いた前月分の利用料金総額を記載したご請求書もしくは支払通知書を第3条第1項の申込書に記載された事業所住所に送付いたします。その後、請求書の場合は、翌月27日（翌月27日が金融機関の営業日でない場合には、その直後の金融機関の営業日）に、支払通知書の場合は、翌月末日（翌月末日が金融機関の営業日でない場合には、その直前の金融機関の営業日）に、同条同項の申込書に記載された銀行口座より当該利用料金総額を引き落としもしくは振り込みをさせていただきます。**なお、請求金額が500円未満の場合には次月に繰り越すものとし、合算金額が500円以上になった場合請求書を発行します。また毎年6月に繰り越した金額を精算するものとする。**
- 4 加盟店が、第1項及び第2項に定める利用料金を前項の期日に支払わない場合、加盟店は、年率14%で算出した遅延損害金を事務局に支払うものとします。

第 7 条（事務局による利用開始準備）

- 1 事務局は、加盟店からの申請に応じ、加盟店に対して、次の物品等を提供します。
 - (1) 資料
電子マネー地域共通ポイント事業の利用に必要なマニュアル、設定情報等の資料を提供します。
 - (2) 端末
電子マネー地域共通ポイント事業設備と通信するための設定をした上で、端末を貸与します。
- 2 事務局は、次の物品を販売します。
 - (1) 電子マネー地域共通ポイント事業利用可能カード
電子マネー地域共通ポイント事業利用可能カードを販売します。販売代金は、表1「電子マネー地域共通ポイント事業料金表」に定めるとおりです。
 - (2) 第2項第1号の物品は、事務局が指定する第三者から提供される場合があります。
- 3 事務局は、端末またはカード（前項により第三者から提供された場合を除きます。）に不具合が生じた場合、無償で修理または交換します。ただし、加盟店、またはサービス利用者の責に帰すべき事由による不具合であると事務局が判断した場合は、有償にて修理または交換します。

第 8 条（第三者への委託）

事務局は、電子マネー地域共通ポイント事業提供業務の一部または全部を第三者に委託することができます。

第 10 条（サービス停止）

- 1 事務局は、次のいずれかに該当する場合、電子マネー地域共通ポイント事業を停止することができます。

- (1) 定期保守を行う場合
 - (2) システム障害の場合
 - (3) 電子マネー地域共通ポイント事業設備の不正アクセス等からの保護、個人情報の保護、その他サービス提供を継続できない緊急の事由がある場合
 - (4) 天災、停電、労働争議その他不可抗力によりサービス提供が不可能な場合
- 2 事務局は、前項第1号の場合を除き、電子マネー地域共通ポイント事業を停止する際には、事前に加盟店に通知するよう努めます。事前に通知できなかった場合には、速やかに加盟店に報告するものとします。
 - 3 事務局は、第1項第2号または第3号の場合には、速やかにシステムの修復、改善その他の対策を実施します。
 - 4 事務局は、合理的範囲内において、第1項第2号及び第3号の事態を回避するためのシステム設計及び運用並びにセキュリティ対策を実施します。

第 3 章 加盟店及び事務局の責務

第10条（加盟店提供サービス）

- 1 加盟店は、自己が提供主体であることを明示し、自己の責任において、電子マネー地域共通ポイント事業をサービス利用者に提供するものとします。
- 2 加盟店は、自己の商標または正当な使用権限を有する第三者の商標を用いて、電子マネー地域共通ポイント事業を提供することができます。なお、加盟店は、ソニーの登録商標である「FeliCaポケット」その他ソニーまたは事務局の商標を使用しようとする場合、事前にソニーまたは事務局の書面による許諾を得るものとします。
- 3 電子マネー地域共通ポイント事業に関し、加盟店とサービス利用者またはその他の第三者との間で紛争が生じた場合、加盟店が自己の責任と費用において解決するものとします。ただし、当該紛争が電子マネー地域共通ポイント事業に関連する場合は、事務局は、合理的範囲内で紛争解決に協力します。

第11条（報告等）

- 1 加盟店は、次の場合直ちに事務局に通知し、事務局の要望に応じて、事務局が実施する措置に協力するものとします。
 - (1) システム障害、第三者による電子マネー地域共通ポイント事業設備への不正アクセス、その他電子マネー地域共通ポイント事業の運営に支障をきたす事態を覚知した場合
 - (2) 電子マネー地域共通ポイント事業が第三者の知的財産権等の権利を侵害している旨の警告を受けた場合
- 2 事務局は、電子マネー地域共通ポイント事業の円滑な運営のため、加盟店に対し、電子マネー地域共通ポイント事業の利用状況（端末の利用状況を含みます。）について報告を求めることができます。加盟店は、遅滞なくこれに応じるものとします。

第12条（端末の管理）

- 1 加盟店は、事務局から貸与を受けた端末を電子マネー地域共通ポイント事業の提供を目的とする場合に限り使用できます。
- 2 加盟店は、端末を善良なる管理者の注意義務をもって取り扱うものとし、次の行為を行ってはならないものとします。
 - (1) 端末の分解、毀損または端末に挿入されている記憶媒体を取り外す行為
 - (2) 端末に貼付され、事務局の所有権を示すシールその他の標識の除去または毀損
 - (3) 事務局に無断で端末を第三者へ転貸する行為
- 3 加盟店が前項の注意義務に違反した場合、加盟店は、端末の修理、交換等に必要となる費用を負担するものとします。
- 4 事務局は、加盟店に貸与した端末を保守等のために随時交換できるものとします。

第13条（禁止事項）

加盟店は、次の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 事務局または第三者の知的財産権その他の権利を侵害し、または、侵害する恐れのある行為
- (2) 第三者による、電子マネー地域共通ポイント事業設備への不正アクセス等を助長する行為

- (3) 法令または公序良俗に反する行為
- (4) 電子マネー地域共通ポイント事業の運営に支障をきたす行為

第14条（機密保持）

- 1 加盟店及び事務局は、本規約に関連して取得した相手方の機密情報を本規約の目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく、第三者に開示してはならないものとします。ただし、次の場合を除きます。
 - (1) 本規約に違反することなく、公知となった場合
 - (2) 機密保持を負うことなく、第三者から情報を入手した場合
 - (3) 相手方からの取得前から正当に情報を保有する場合
 - (4) 法令に基づき公的機関から開示を要求された場合
- 2 事務局は、加盟店から取得した機密情報を開示できます。ただし、事務局は、当該第三者に前項と同様の機密保持義務を負わせるものとします。
- 3 第1項及び第2項は、契約終了後も5年間有効に存続するものとします。
- 4 加盟店及び事務局は、相手方から取得した個人情報（サービス利用者の個人情報を含む）を厳重な管理体制で取り扱い、個人情報保護法その他の関連法令を遵守するものとします。

第15条（損害賠償）

- 1 加盟店または事務局は、本規約に違反し、相手方に損害を与えた場合、相手方が被った通常損害を賠償するものとします。
- 2 加盟店及び事務局は、不可抗力によって相手方が被った損害及び逸失利益等の特別損害について、責任を負いません。
- 3 事務局は、次の事由により生じた損害について、責任を負いません。
 - (1) 通信回線の障害
 - (2) 通常のセキュリティ対策等によっても防御し得ない第三者による電子マネー地域共通ポイント事業設備への不正アクセス、通信回線上のデータの傍受、事務局への成りすまし
 - (3) 事務局指定の方法によらない電子マネー地域共通ポイント事業の利用
 - (4) その他、事務局の責によらない事由

第4章 その他

第16条（知的財産権）

- 1 FeliCa及びFeliCaポケットに関する著作権その他の知的財産権は、ソニーに帰属します。
- 2 顧客情報、電子マネー地域共通ポイント事業設備、その他電子マネー地域共通ポイント事業に関する著作権その他の知的財産権は、事務局または事務局が指定する第三者に帰属します。

第17条（権利義務譲渡の禁止）

加盟店は、事前に事務局の書面による承諾を得た場合を除き、本規約に基づく権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡できないものとします。

第18条（契約解除）

- 1 加盟店が本規約に違反し、相当の期間を定めて催告したにも関わらず是正されない場合には、契約の一部または全部を解除できます。
- 2 事務局は、加盟店が次のいずれかに該当する場合、催告なしに契約を解除できます。
 - (1) 破産手続、会社更生手続、民事再生手続、または、特別清算開始の申立があった場合
 - (2) 差押え、仮差押え、または、競売の申立があった場合
 - (3) 自己振出の手形もしくは小切手の不渡処分、または、租税滞納処分を受けた場合
 - (4) 清算開始、解散、または、営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡する場合

- (5) その他、信用状態に重大な不安が生じる相当の事由がある場合
 - (6) 電子マネー地域共通ポイント事業の運営を妨害した場合
- 3 加盟店は、第4条第2項に基づき契約を解除できます。
- 4 契約解除された場合、利用料金は課金月の末日までを加盟店から事務局へ支払うものとします。日割り計算は行いません。

第19条（契約終了に伴う処理）

利用期間満了または解除により契約が終了した場合、加盟店及び事務局は、相手方から貸与された物品（著作物の複製物を含む。）を直ちに相手方に返還し、マニュアル、設定情報、個人情報等が提供設備または電子マネー地域共通ポイント事業設備のコンピュータ等に保存されているときには、直ちに消去するものとします。

第22条（紛争解決）

- 1 契約について疑義が生じた事項及び定めのない事項については、加盟店及び事務局は、誠実に協議し解決に努めるものとします。
- 2 契約の準拠法は、日本法とします。

電子マネー地域共通ポイント事業運営事務局
(伊勢商工会議所)
平成30年 月 日

表1

電子マネー地域共通ポイント事業料金表

1. 端末

項目	数量	単位	販売価格 (円) ※消費税抜	備考
初期費用	1	式	0	端末機(据置型/モバイル型)は電子マネー地域共通ポイント事務局が準備
広告負担金	1	式	1,000	電子マネー地域共通ポイント事業広告負担金 ※年度請求
モバイル通信費	1	台	1,500	電子マネー地域共通ポイント事業通信回線使用料

2. ポイント発行・回収

項目	数量	単位	販売価格 (円) ※消費税込	備考
電子マネー地域共通ポイント事業 ポイント発行手数料	1	ポイント	2	事務局の運営費
電子マネー地域共通ポイント事業 ポイント利用料	1	ポイント	1	サービス利用者へのポイント還元金

3. カード販売代金

項目	数量	単位	販売価格 (円) ※消費税込	備考
伊勢志摩 WAON カード販売代金	1	枚	250	伊勢商工会議所から加盟店への販売価格
			300	加盟店から消費者への販売価格

個人情報の取り扱いについて

「事務局」は、電子マネー地域共通ポイント事業の提供に際して取得した個人情報について、以下のとおり、取り扱います。

- 1 事務局は、加盟店から、サービス利用者の個人情報を提供された場合、個人情報の保護に関する法律その他の関係法令に従って、厳重に管理します。
- 2 事務局は、サービス利用者の個人情報を下記の目的に限り利用します。
 - (1) サービス利用者による、FeliCaポケット搭載ICカード等の利用記録に基づく統計情報の作成・提供
 - (2) 事務局からサービス利用者に対する下記の通知
 - ① 伊勢志摩WAONカードの仕様変更、電子マネー地域共通ポイント事業提供条件の変更、その他
 - ② 電子マネー地域共通ポイント事業の利用に関する事項
 - ③ 電子マネー地域共通ポイント事業の新機能、FeliCaポケットに準拠したサービス・商品（電子マネー地域共通ポイント事業事務局以外が提供するサービス商品、類似サービス及びFeliCaポケットと連携するサービス・商品を含みます。）などに関する案内
3. 電子マネー地域共通ポイント事業事務局は、電子マネー地域共通ポイント事業の運営業務を委託する第三者に対し、サービス利用者の個人情報を提供することがあります。その場合、事務局は当該第三者に対して、守秘義務を課し、個人情報が適切に取り扱われるよう監督します。